

管理組合法人業務委託細則

第 1 条（総則）

この細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）規約第 33 条の規定に基づき、理事長が組合業務の一部を第三者に委託する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（業務委託の範囲）

管理組合法人が業務を委託し、または請負わせることのできる範囲は、規約第 32 条の各号のうち、理事会で必要と認めた業務とし、業務の処理については別に定める業務委託概要によるものとする。

第 3 条（委託等の条件）

理事長は、委託または請負（以下「委託等」という。）の細部の条件については、理事会の定めるところにより委託し、または請負わせることができる。

第 4 条（委託契約等）

理事長は、委託等を決定しまたは変更したときはあらかじめその旨公示し、受託者又は請負人（以下「受託者等」という。）と委託契約を締結したとき、または解約もしくは期間満了により終了させたときは、すみやかにその旨公示するものとする。

附則

この細則は、昭和 57 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この細則は、平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この細則は、平成 19 年 5 月 13 日に開催の第 26 回定期総会第 2 号議案 特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って設立登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。

附則

この細則は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人業務委託概要

管理組合法人業務委託細則第2条に基づき管理組合法人が第三者に委託する業務の範囲は、概ね次のとおりとする。

1 管理に関する業務

- (1) 管理組合法人の運営についての指導助言に関すること。
- (2) 事故発生時の応急措置に関すること。
- (3) 入居および住まい方の指導に関すること。
- (4) 団地内の巡回および巡視に関すること。
- (5) 入居時の駐車場の募集計画、契約等の補助に関すること。
- (6) 神奈川県住宅供給公社との連絡調整に関すること。

2 共益に関する業務

- (1) 管理組合法人共有物の巡回、保守、点検及び維持管理清掃ならびに法令に基づく検査および報告に関すること。
- (2) 敷地内の清掃に関すること。
- (3) 植木手入れ、芝生手入れおよび植栽に関すること。
- (4) 屋内外排水管および屋上清掃に関すること。
- (5) 雑芥、厨芥、大型ゴミ、処理後の清掃ならびに引越しゴミの処理に関すること。
- (6) 電球交換等消耗品の取替えに関すること。
- (7) その他、管理組合法人と受託者等が協議して定めた事項。

3 修繕に関する業務

- (1) 共用部分の計画修繕に関すること。
- (2) 偶発的に生じた共用部分の修繕に関すること。
- (3) 法令等の施行または改正により行う共有部分の修繕に関すること。